

介護保険負担限度額の申請について

問健康福祉課 ☎(57) 4173

介護保険施設に入所すると、介護サービス費用の1割～3割を負担するほかに、居住費・食費を負担することになります。ただし、所得の低い方の居住費・食費については負担の上限額（負担限度額）が定められ、費用負担が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。
対象者

次の①から③をすべて満たす方が対象となります。

- ①要介護（要支援）認定を受けており、ご利用者が所属する世帯全員が町民税非課税の方
- ②配偶者が町民税非課税の方（世帯が同じかどうかは問わない）
- ③預貯金等の金額が次の基準額を超えない方

・配偶者のいる方
…合計2千万円

・配偶者のいない方
…合計1千万円

申請に必要なもの

- ・本人と配偶者の印鑑
- ・本人と配偶者の預貯金口座残高の写し

※銀行名・支店名・口座番号・名義人と最終の残高（申請日より2か月以内に記帳されたもの）が分かるようにお願いします。

- ・その他投資信託・有価証券等がある場合には、証券会社や銀行の口座残高の写し
- ・負債がある場合は借用証明書の写し（預貯金額等から差し引きます）

※配偶者がいない場合の添付書類は、ご本人分のみです。

※金融機関への照会に対しての同意書に本人と配偶者の署名・捺印をいただきます。

留意点

- ・申請書類に不備があると受付ができませんので、よく確認して申請をしてください。
- ・認定期間は、申請のあった月の初日から翌年（1月以降の申請は同年）7月31日までです。
- ・前年度の所得が未申告の方は、町税務課にて申告を済ませてから申請をしてください。
- ・毎年更新の手続きが必要です。施設入所やショートステイの利用の見込みがある場合には、早めに手続きをしてください。なお、一度申請をして非該当になった方でも、その後、世

帯構成・所得状況・預貯金額等が変更になった場合には再度の判定が可能です。再申請をしてください。

- ・平成29年8月からは課税年金（老齢年金など）の他、非課税年金・遺族年金と障害年金収入も含めて判定することになります。

利用方法について

利用する施設に「介護保険負担限度額認定証」を必ず提示してください。

※提示しない場合には、居住費・食費の軽減対象になりませんので、ご注意ください。

現役並み所得のある方の介護サービス利用負担割合が3割になります

問健康福祉課 ☎(57) 4173

8月から現役並みの所得のある方は、介護保険サービスを利用する際の負担割合が3割になります。

65歳以上の方で、合計所得金額が220万円以上の方が対象です。

ただし、合計所得金額が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合

計が単身で340万円、または2人以上の世帯で463万円未満の場合は、1割または2割の負担となります。

※「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除・給与所得控除・必要経費を控除した後で、基礎控除等の控除をする前の所得金額。

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額。

献血にご協力ください

問健康福祉課 ☎(57) 4171

血液は人工的に作ることができません。一人でも多くの人を救うため、みなさまのご協力をお願いします。

☎8月8日（水）10時～12時

所町保健センター

※全血献血のみです。成分献血はありません。

